

大洗研究所（北地区）計画外停電発生時の現地対策本部の対応について  
 （通報連絡に係る問題点と原因分析に基づく対策方針案）

今後の実施計画

対応内容	令和 3 年度			備考
	8 月	9 月	10 月	
①保安管理部長は、「現地対策本部活動要領」で引継ぎの仕方等を明確にするとともに、現地対策本部設置後、速やかに外部対応班に規制庁担当者（ホットライン）を配置する。		改定案作成 ▼9/10 部長承認 ▼9/14～9/22 周知教育		・現地対策本部活動要領を 9/10 に改定し施行した。 ・現地対策本部員に対する周知教育を 9/14～22 に実施した。
②危機管理課長は、「通報連絡専任者基本行動マニュアル」に、外部からの問い合わせ内容を「外線受信による質問事項記入用紙」に記載し危機管理課長に報告する仕組みを明確にする。		改定案作成 ▼9/2 課長承認 ▼9/6～周知教育		・通報連絡専任者基本行動マニュアルを 9/2 に改定し、施行した。 ・通報連絡専任者に対する周知教育を 9/6～9 に実施した。
③保安管理部長は、関係機関から受けた質問内容を現地対策本部へ共有する仕組みを「現地対策本部活動要領」で明確にする。		改定案作成 ▼9/10 部長承認 ▼9/14～9/22 周知教育		・現地対策本部活動要領を 9/10 に改定し施行した。 ・現地対策本部員に対する周知教育を 9/14～22 に実施した。
④保安管理部長は、事象のキーとなる情報を入手した時点で 30 分を目安に情報発信していくことを「現地対策本部活動要領」で明確にする。		改定案作成 ▼9/10 部長承認 ▼9/14～9/22 周知教育		・現地対策本部活動要領を 9/10 に改定し施行した。 ・現地対策本部員に対する周知教育を 9/14～22 に実施した。
⑤大洗研究所長は、情報発信がタイムリーに実施できるよう要素訓練を実施する。		8/25～8/31 通報連絡専任者に対する要素訓練	訓練内容の検討 ▼9/22 所長等承認 ▽9/28 要素訓練	・現地対策本部活動要領及び通報連絡専任者基本行動マニュアルを改定後、要素訓練の実施内容を検討した。 ・要素訓練の実施内容について、9/22 に所長の承認を受け、9/28 に要素訓練を実施予定である。 ・通報連絡専任者は、8/25～8/31 にかけて 7 名全員が要素訓練を実施した。
⑥保安管理部長は、商用電源喪失が発生した場合の続報の発信については、大洗研全体の情報を記載することを「現地対策本部活動要領」で明確にする。		改定案作成 ▼9/10 部長承認 ▼9/14～9/22 周知教育		・現地対策本部活動要領を 9/10 に改定し施行した。 ・現地対策本部員に対する周知教育を 9/14～22 に実施した。
⑦安核部危機管理課長は、上記①から⑥までの対応について、機構大で展開すべき項目の水平展開を図る。			▽周知業連の発出 ▽臨時危機管理担当課長会議 ▽水平展開 対応状況の確認	・9/30 までに周知及び水平展開指示業連を発出するとともに、9/30 に臨時危機管理担当課長会議を実施して情報共有する予定である。 ・水平展開結果は 10 月中に確認する予定である。
原子力規制庁対応		▼9/2 東海・大洗原子力規制事務所との面談 ▼9/9 緊急事案対処室との面談 ▽9/28 緊急事案対処室との面談		